

株 主 各 位

大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号

**江崎グリコ株式会社**

取締役社長 江崎 勝 久

## 第113回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、次頁の「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日(木曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市北区大淀南二丁目3番3号  
ザ・シンフォニーホール

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第113期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第113期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類報告の件

### 決議事項

- |       |   |
|-------|---|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件  |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件   |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件   |
| 第4号議案 | 当社取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員に対する事後交付型譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件 |

### 4. 議決権行使のお取り扱い

- (1) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.glico.com/jp/>)に掲載させていただきます。

◎当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきますので、株主様におかれましても、軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎お土産につきましては、議決権行使書の枚数に関わらず、ご出席株主1名様につき1個を、株主総会終了後にお渡しいたします。

## 《議決権行使についてのご案内》

### 1. 当日ご出席いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

### 2. 郵送（書面）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送ください。

### 3. インターネットによる議決権行使の場合

- (1) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月27日（水曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (2) インターネットによる議決権行使は、以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトURL】<https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。  
(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



- (3) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用になり、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話：0120-652-031（午前9時～午後9時）

<用紙の請求等、その他のご照会>

三井住友信託銀行株式会社 証券代行事務センター  
電話：0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

### 4. 機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、株式会社I C Jが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる方法以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

# 提供書面

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢や企業収益の改善等を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、貿易摩擦の激化が懸念されるなど、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響により、先行きは依然として不透明な状況が続きましました。食品業界におきましては、原材料価格は比較的安定していましたが、賃金の伸び悩みから個人消費は力強さに欠け、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況が続きましました。

このような状況の中で、当社グループは「グリコグループ行動規範」に基づき、信頼される企業であり続けることを事業展開の基本としながら、消費者コミュニケーションを軸として、重点ブランドの売上拡大や、健康事業、海外事業に経営資源を集中すべく、取り組みを開始しました。

その結果、売上面では、冷菓部門、牛乳・乳製品部門は前年同期を下回りましたが、菓子部門、食品部門、食品原料部門、その他部門が前年同期を上回ったため、当連結会計年度の売上高は353,432百万円となり、前年同期(353,217百万円)に比べ0.1%の増収となりました。

利益面につきましては、売上原価率は、主として卸売販売構成比の減少により、全体ではダウンしましたが、販売費及び一般管理費は、積極的な販売促進策によって販売促進費及び広告宣伝費等が増加したほか、経営基盤強化のための社内インフラ整備関連費用等が増加しました。

その結果、営業利益は20,377百万円で前年同期(24,254百万円)に比べ3,876百万円の減益となり、経常利益は21,993百万円と前年同期(26,367百万円)に比べ4,373百万円の減益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は15,216百万円となり、前年同期(18,147百万円)に比べ、2,930百万円の減益となりました。

次に部門別業績の状況についてご報告申し上げます。

(単位：百万円)

部 門	売上高			営業利益		
	当連結会計 年度	対前年 増減額	対前年 同期比(%)	当連結会計 年度	対前年 増減額	対前年 同期比(%)
菓 子	124,946	3,830	103.2	9,862	△683	93.5
冷 菓	87,866	△4,549	95.1	6,092	△2,351	72.1
食 品	20,461	240	101.2	808	△36	95.7
牛乳・乳製品	94,383	△488	99.5	3,896	△891	81.4
食 品 原 料	10,747	313	103.0	1,157	204	121.5
そ の 他	15,026	867	106.1	246	△230	51.7
調 整	-	-	-	△1,685	112	-
合 計	353,432	214	100.1	20,377	△3,876	84.0

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 【菓子部門】

売上面では、国内は系列品を拡大した“ビスコ”や“LIBERA(リベラ)”“GABA(ギャバ)”等のチョコレート製品が前年同期を上回り、全体でも前年同期を上回りました。海外もほぼすべての子会社で前年同期を上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は124,946百万円となり、前年同期(121,116百万円)に比べ3.2%の増収となりました。

利益面では、販売促進費及び広告宣伝費の増加等により、営業利益は9,862百万円となり、前年同期(10,546百万円)に比べ、683百万円の減益となりました。

#### 【冷菓部門】

売上面では、“パピコ”“牧場しぼり”等が前年同期を上回りました。一方、卸売販売子会社の売上は、得意先の帳合変更の影響等により前年同期を下回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は87,866百万円となり、前年同期(92,416百万円)に比べ4.9%の減収となりました。

利益面では、減収による売上総利益の減少に加え、販売促進費及び広告宣伝費の増加等により、営業利益は6,092百万円となり、前年同期(8,444百万円)に比べ2,351百万円の減益となりました。

### 【食品部門】

売上面では、“プレミアム熟カレー”等が前年同期を下回りましたが、“DONBURI亭”“カレー職人”等は前年同期を上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は20,461百万円となり、前年同期(20,220百万円)に比べ1.2%の増収となりました。

利益面では、広告宣伝費は減少したもののリピート等販売促進費の増加等により、営業利益は808百万円となり、前年同期(844百万円)に比べ、36百万円の減益となりました。

### 【牛乳・乳製品部門】

売上面では、“朝食りんごヨーグルト”等は前年同期を上回りましたが、“Bifi Xヨーグルト”“カフェオーレ”、キリンビバレッジ(株)の受託販売等が前年同期を下回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は94,383百万円となり、前年同期(94,871百万円)に比べ0.5%の減収となりました。

利益面では、広告宣伝費の増加及び売上原価率のアップ等により、営業利益は3,896百万円となり、前年同期(4,788百万円)に比べ、891百万円の減益となりました。

### 【食品原料部門】

売上面では、“A-グル”「ファインケミカル」等が前年同期を上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は10,747百万円となり、前年同期(10,434百万円)に比べ3.0%の増収となりました。

利益面では、売上原価率及び運送費及び保管費率の改善等により、営業利益は1,157百万円となり、前年同期(952百万円)に比べ、204百万円の増益となりました。

### 【その他部門】

売上面では、“SUNAO”“アーモンド効果”等が前年同期を上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は15,026百万円となり、前年同期(14,158百万円)に比べ6.1%の増収となりました。

利益面では、健康部門の販売費及び一般管理費の増加等により、営業利益は246百万円となり、前年同期(477百万円)に比べ230百万円の減益となりました。

## ②設備投資の状況

当連結会計年度は総額182億円の設備投資を行いました。事業部門別の投資額は、菓子部門が45億円、冷菓部門が85億円、食品部門が2億円、牛乳・乳製品部門が15億円、食品原料部門が1億円、その他部門が31億円であり、主な内容は次のとおりであります。

菓子部門は関西グリコ株式会社の生産設備等、冷菓部門はグリコ千葉アイスクリーム株式会社の生産設備等、食品部門は鳥取グリコ株式会社の生産設備等、牛乳・乳製品部門は岐阜グリコ乳業株式会社の生産設備等、その他部門は本社の新研究棟等であります。

## ③資金調達の状況

主要取引金融機関からの短期の銀行借入を中心に機動的な調達を行っております。

## (2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

項 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	319,393	338,437	353,217	353,432
経 常 利 益 (百万円)	17,610	19,229	26,367	21,993
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	21,068	13,903	18,147	15,216
1株当たり当期純利益 (円)	321.35	212.00	276.20	231.34
総 資 産 (百万円)	275,302	274,974	324,118	343,198
純 資 産 (百万円)	174,838	179,151	198,434	214,788

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は平成26年10月1日付で普通株式2株を1株の割合で併合したため、平成26年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社との関係

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
関西グリコ株式会社	神戸市西區	100百万円	100.0%	菓子の製造
上海江崎格力高食品有限公司	中国上海市	138百万元	100.0%	菓子の製造販売
Glico Asia Pacific Pte. Ltd.	シンガポール	109百万シンガポールドル	100.0%	ASEAN各拠点の事業統括等

(注) 平成29年6月にGlico Asia Pacific Pte. Ltd. を設立いたしました。

### (4) 対処すべき課題

世界的な規模で経営を取り巻く社会情勢や経済環境が目まぐるしく変化しております。また、国内においては、少子高齢化や人口減少による市場規模の縮小、原材料価格や物流コストの上昇、流通チャネルの変化や消費行動の多様化といった課題に直面し、競争はさらに厳しさを増しております。このような経営環境の中で、消費者の健康意識の高まりによる需要喚起ならびにグローバル成長に向けた海外市場の開拓は、当社グループにとっての事業拡大・強化の機会と捉えております。今後も国内外における経済状況や業界・市場動向等の変化に柔軟に対応しながら、企業価値の向上に努めてまいります。

当社グループの中長期的な成長のための重要な要素を、①経営資源の「選択と集中」による競争力の強化、②持続的成長に向けた経営基盤の強化とし、対処すべき課題に対する具体的な事業活動を推進してまいります。

#### ①経営資源の「選択と集中」による競争力の強化

- 重点ブランドへの資源配分を強化し、ブランド価値の向上を通じた収益拡大を図ります。
- 健康事業の展開エリアを拡大し、さらなる成長の実現に取り組みます。
- 中国・東南アジアにおける事業運営体制を確立し、当社グループの事業成長の基盤とします。

#### ②持続的成長に向けた経営基盤の強化

- 人材育成への取り組みを強化するとともに、多様な人財の活躍推進を図り、組織力を向上します。
- 従業員一人ひとりのCSRへの意識を高め、コーポレートブランドの価値向上を図ることで、持続的な企業価値の向上に取り組みます。

今後とも、株主の皆様の変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

部 門	主 な 事 業 内 容
菓 子	チョコレート、ビスケット、ガム等の製造販売
冷 菓	アイスクリーム等の製造販売
食 品	カレールー、レトルト食品等の製造販売
牛 乳 ・ 乳 製 品	乳製品、洋生菓子、乳幼児用粉ミルク等の製造販売
食 品 原 料	澱粉、色素等の製造販売

(6) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

①当 社 本 社 大阪府大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号

②当社主要拠点 大阪梅田オフィス(大阪市)  
品川オフィス(東京都港区)  
昭島オフィス(東京都昭島市)

③当 社 支 店

菓 子 部 門 北海道・東北統括(仙台市)、首都圏統括(東京都港区)、関東信越統括  
及 び (高崎市)、中部統括(名古屋市)、近畿統括(大阪市)、中・四国統括(広  
食 品 部 門 島市)、九州統括(福岡市)

冷 菓 部 門 北海道・東北統括(仙台市)、首都圏統括(東京都港区)、関東信越統括  
及 び 牛 乳 ・ (高崎市)、中部統括(名古屋市)、近畿統括(大阪市)、中・四国統括(広  
乳 製 品 部 門 島市)、九州統括(福岡市)

④主要な子会社の本社

関西グリコ株式会社(神戸市西区)のほか、重要な子会社の会社名とその本社所在地は、前記(3)②に記載のとおりであります。

(7) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末 比 増 減
5,488名	278名（増）

（注）上記の従業員のほか、当連結会計年度における臨時従業員の期中平均雇用人員は4,092名であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株式会社三菱東京UFJ銀行	653百万円
株式会社りそな銀行	631

（注）株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 270,000,000株  
 ②発行済株式の総数 69,430,069株  
 (注)発行済株式の総数には自己株式が3,520,111株含まれております。  
 ③株主数 19,589名  
 ④単元株式数 100株  
 ⑤大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
掬 泉 商 事 株 式 会 社	4,131	6.27
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	3,749	5.69
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	3,500	5.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,177	3.30
日 清 食 品 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	2,100	3.19
佐 賀 県 農 業 協 同 組 合	1,943	2.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,698	2.58
大 日 本 印 刷 株 式 会 社	1,598	2.43
江 崎 グ リ コ 共 栄 会	1,548	2.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,071	1.62

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は自己株式3,520,111株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（信託口）」が保有する当社株式（94,800株）、「役員報酬BIP（信託口）」が保有する当社株式（21,500株）を含めておりません。

3. 持株比率は自己株式（3,520,111株）を控除して計算しております。

### ⑥その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

### ③その他新株予約権等の状況

平成29年1月12日開催の取締役会決議に基づき発行した2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債の総額	300億円
社債の発行日	平成29年1月30日
社債に付された新株予約権の総数	3,000個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、社債の価額は、その額面金額と同額とする
転換価額	8,062.2円
新株予約権の行使期間	平成29年2月13日から平成36年1月16日まで

(注) 転換価額は、本年5月14日開催の取締役会において期末配当を30円とする剰余金配当案が承認可決され、中間配当20円と合わせた平成30年3月期の年間配当が1株につき50円と決定されたことに伴い、2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、8,077.8円から8,062.2円に調整されました。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	氏 名
代 表 取 締 役 社 長		江 崎 勝 久
代 表 取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	経営企画本部長、グローバルマーケティング、海外事業、情報システム担当、Glico Asia Pacific Pte. Ltd. CEO	江 崎 悦 朗
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	研究部門統括、健康科学研究所長	栗 木 隆
取 締 役 員 執 行 役 員	管理部門・関連事業・法務・株式IR担当、情報取扱責任者	大 貫 明
取 締 役	中之島中央法律事務所代表パートナー、ヤンマー株式会社社外監査役	益 田 哲 生
取 締 役	公益財団法人国際金融情報センター顧問	加 藤 隆 俊
取 締 役	株式会社メディアヴァ代表取締役、株式会社シーズ・ワン代表取締役、参天製薬株式会社社外取締役、スルガ銀行株式会社社外取締役、株式会社資生堂社外取締役	大 石 佳 能 子
監 査 役（常勤）		吉 田 敏 明
監 査 役（常勤）		安 達 弘
監 査 役	岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所所長、フジ住宅株式会社社外取締役、昭栄薬品株式会社社外取締役（監査等委員）	岩 井 伸 太 郎
監 査 役	大阪大学名誉教授	宮 本 又 郎
監 査 役	大同生命保険株式会社代表取締役社長	工 藤 稔

- (注) 1. 取締役のうち、益田哲生、加藤隆俊、大石佳能子の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、安達弘、岩井伸太郎、宮本又郎、工藤稔の4氏は、社外監査役であります。
3. 取締役益田哲生氏は、弁護士 の 資格を有しております。
4. 監査役岩井伸太郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、益田哲生、加藤隆俊、大石佳能子、安達弘、岩井伸太郎及び宮本又郎の6氏を金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。

## ②取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (3)	340百万円 (19)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4)	57百万円 (37)
合 計 (うち社外役員)	12名 (7)	398百万円 (57)

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当事業年度末現在の役員の員数は、取締役7名(うち社外取締役3名)及び監査役5名(うち社外監査役4名)であります。
3. 上記には、使用人兼務取締役の給与相当額は含まれておりません。
4. 取締役報酬限度額 年額 360百万円(平成27年6月24日開催の第110回定時株主総会決議)  
(うち社外取締役 年額 25百万円)  
株式報酬限度額 3事業年度 300百万円(平成27年6月24日開催の第110回定時株主総会決議)  
ただし、株式報酬限度額には当社と委任契約を締結している執行役員への報酬も含まれております。  
監査役報酬限度額 年額 60百万円(平成18年6月29日開催の第101回定時株主総会決議)
5. 報酬等の総額には、以下のとおり当事業年度に係る役員賞与が含まれております。  
取締役 7名 34百万円(うち社外取締役 3名 1百万円)  
監査役 5名 3百万円(うち社外監査役 4名 2百万円)
6. 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した、役員B I P信託引当金繰入額41百万円が含まれております。

## ③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

④社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と の 関 係
社外取締役	益田哲生	中之島中央法律事務所 中代表パートナー ヤンマー株式会社社外監査役	記載すべき関係はありません。
社外取締役	加藤隆俊	公益財団法人国際金融 情報センター顧問	記載すべき関係はありません。
社外取締役	大石佳能子	株式会社メディアヴァ代表取締役 株式会社シーズ・ワン代表取締役 参天製薬株式会社社外取締役 スルガ銀行株式会社社外取締役 株式会社資生堂社外取締役	記載すべき関係はありません。
社外監査役	岩井伸太郎	岩井伸太郎公認会計士 ・税理士事務所所長 フジ住宅株式会社社外取締役 昭栄薬品株式会社社外取締役 (監査等委員)	記載すべき関係はありません。
社外監査役	宮本又郎	大阪大学名誉教授	記載すべき関係はありません。
社外監査役	工藤 稔	大同生命保険株式会社社長 代表取締役社長	大同生命保険株式会社は当社の大株主であります。また、当社は大同生命保険株式会社の団体生命保険に加入しております。

## 2. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	益 田 哲 生	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、主に弁護士としての豊富な経験と見識をもとに独立した立場から当社の経営に関する的確な助言を行っております。
社外取締役	加 藤 隆 俊	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。
社外取締役	大 石 佳 能 子	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。
社外監査役	安 達 弘	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会 5 回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	岩 井 伸 太 郎	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会 5 回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	宮 本 又 郎	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、主に大学教授としての専門的見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会 5 回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	工 藤 稔	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会 5 回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

##### ②報酬等の額

1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

64百万円

2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

68百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分することが困難なため、合計額を記載しております。また、上記の会計監査人としての報酬等の額には英文連結財務諸表の監査に係る監査報酬の額を含めて記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 重要な在外子会社につきましては当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

##### ③非監査業務の内容

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の賦課金に係る特例の認定申請に関する証明業務等に対し、対価を支払っております。

##### ④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難と認められる場合その他必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

##### ⑤責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は、次のとおりであります。

### ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の業務執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある「内部統制システム」の構築と法令及び定款等の遵守体制の確立に努める。また、監査役会は当該「内部統制システム」の有効性と機能を監査する。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の議事録、稟議決裁資料、その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を文書又は電磁的媒体に記録し、法令等に従い適正に保存、管理する。

### ③当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクの早期発見と対応、そのための情報収集と教育・訓練、定期的な会議の開催等を一元的に管理するため、「リスクマネジメント委員会」を設定している。当委員会は、その中に、複数部門で横断的・専門的に行動する次の4つの部会を編成している。具体的には、品質保証活動を行う「品質安全保証部会」、電子・非電子両方の情報セキュリティを推進する「情報セキュリティ部会」、遵守すべき法令、社内規程、各種ルールの整備とその周知徹底を行う「コンプライアンス部会」、グループのBCP（事業継続計画）体系の整備とリスクの洗い出しと対応策、周知・教育・訓練を行う「災害対策部会」である。

また、重大事案発生時には、当委員会とは別に「危機管理対策本部」を設置する。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職務権限及び意思決定に関する社内規程を定め、職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築する。

### ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 具体的な行動基準として制定した「グリコグループ行動規範」を当社グループの全ての取締役及び使用人に周知し、業務運営の指針とする。
- 2) 社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置し、社内の法令違反、企業倫理違反の未然防止、早期発見のための体制を構築する。
- 3) 内部監査部門として社長直轄とする「グループ監査室」を設置し、グループ各社における内部統制の有効性と妥当性を確保する。

- ⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社で定める子会社管理規程に基づき、子会社に対し経営状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
  - 2) 当社グループにおける職務権限及び意思決定に関する基準を定め、子会社における職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築する。
  - 3) 当社グループにおけるコンプライアンスを推進するため、当社のコンプライアンス部会が中心となり、法令・社内規程遵守の状況の把握、コンプライアンス研修等、必要な措置を講ずる体制を構築する。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、若干名で構成される「監査役室」を置く。
  - 2) 前項に定める「監査役室」に所属する使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定等については、監査役会の事前の同意を得る。
  - 3) 監査役補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ⑧当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
- 1) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関し報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - 2) 当社は、当社グループの取締役及び使用人が職務の執行に関し、重大な法令・定款違反、もしくは不正行為の事実、又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する体制を構築する。
  - 3) 「グループ監査室」、「企業倫理委員会」等は、監査役に対して定期的に当社グループにおける内部監査、内部通報の状況等を報告する。
  - 4) 監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 代表取締役は、監査役との会合を定期的に行い、意見・情報交換を行う。
  - 2) 「グループ監査室」と監査役は適宜情報交換を行い、連携して監査を行う。
  - 3) 監査役は職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務は、職務の執行に必要なものでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

#### ⑩反社会勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会勢力に対しては、弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。

### (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

#### ①コンプライアンスに対する取り組み

当社グループでは、具体的な行動基準として、グループ内の全ての取締役及び使用人が従うべき「グリコグループ行動規範」を制定しています。コンプライアンス部会による研修では、この行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。また、内部通報制度を更に実効性のあるものとするため、社外の弁護士事務所に独立した内部通報窓口を設置しております。

#### ②リスク管理に対する取り組み

当社グループを取り巻くリスクに迅速かつ的確に対処するために、「リスクマネジメント委員会」を設けており、問題発生時には直ちに対応策を協議し、事態の収拾・解決に当たりました。また、継続してBCP（事業継続計画）の作成に取り組んでおります。

#### ③当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

当社グループでは、経営方針発表会や利益計画会議等を通じ、グループ内の全ての会社がグループの経営方針や経営計画を共有しています。主要な子会社では、当社の取締役や監査役が子会社役員を兼務しており、重要な会議等に参加しております。また、当社は、当社で定める子会社管理規程に基づき、子会社から経営状況その他の重要な情報について、定期的な報告を受けました。子会社に必要とされる意思決定については、当社グループにおける職務権限及び意思決定の基準に基づき、当社取締役会で検討を行うこと等により子会社の業務の適正を確保いたしました。

#### ④監査役監査の実効性の確保のための取り組み

当社の監査役は、当社グループの重要な会議に出席したほか、取締役や使用人から聴取を行うなど、業務の執行状況全般にわたり監査いたしました。また、代表取締役、会計監査人及び「グループ監査室」と情報交換のための会合を定期的で開催し、相互の連携を図りました。

## (7) 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、1株につき30円を本年5月14日開催の取締役会で決議いたしました。既に平成29年12月8日に実施済の中間配当金1株当たり20円と合わせまして、年間配当金は1株当たり50円となります。

また、現時点では次期の1株当たりの年間配当金は55円を予定しております。

## (8) 会社の支配に関する基本方針

- ・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### 1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では、グループとして企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、長年にわたって築き上げられた企業ブランド及び商品ブランドにあります。そして、当社は、このようなブランド価値の根幹にあるのは、①商品開発力の維持、②研究開発力の維持、③食品の安全性の確保、④取引先との長期的な協力関係の維持、⑤企業の社会的責任を果たすことでの信頼の確保等であると考えております。当社の株式の大量買付を行う者が、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2) 基本方針の実現のための取り組み

### 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための特別な取り組みは以下のとおりです。

当社グループは、事業の効率性を重要な経営指標として認識し、グループ各社の連係の一層の強化、シナジー効果の追求、収益性の向上を図っております。また、当社グループは、中長期的な会社の経営戦略として、各部門ともに消費者の視点からの新製品や新技術の研究開発に積極的に取り組むとともに、流通構造の変化に対応した販売制度の実現や製造設備の合理化、さらに生産工場の統廃合を実施し、収益力の向上を図り、事業基盤の安定を目指しています。さらに、安全・安心という品質を維持するために、製造や輸送段階だけでなく資材調達時点でのチェック体制も強化し、消費者やお得意様に信頼される企業であり続けるように努めています。

当社は、中長期的視点に立ち、これらの取り組みを遂行・実施していくことで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上してまいります。

## 3) 上記各取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

### 基本方針の実現に資する特別な取り組み（上記2）の取り組み）について

上記2)記載の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
<b>流動資産</b>	<b>181,357</b>	<b>流動負債</b>	<b>78,843</b>
現金及び預金	104,336	支払手形及び買掛金	33,872
受取手形及び売掛金	41,360	短期借入金	842
有価証券	2,240	未払費用	27,946
たな卸資産	27,489	未払法人税等	3,352
繰延税金資産	2,478	販売促進引当金	1,887
その他	3,483	役員賞与引当金	38
貸倒引当金	△31	BIP株式給付引当金	75
<b>固定資産</b>	<b>161,840</b>	その他	10,828
<b>有形固定資産</b>	<b>91,814</b>	<b>固定負債</b>	<b>49,566</b>
建物及び構築物	31,618	転換社債型新株予約権付社債	30,125
機械装置及び運搬具	33,430	長期借入金	443
工具器具備品	3,394	退職給付に係る負債	6,215
土地	15,758	繰延税金負債	7,205
その他	7,613	その他	5,576
<b>無形固定資産</b>	<b>9,612</b>	<b>負債合計</b>	<b>128,409</b>
ソフトウェア	5,000	(純資産の部)	
のれん	4,051	<b>株主資本</b>	<b>192,694</b>
その他	561	資本金	7,773
<b>投資その他の資産</b>	<b>60,413</b>	資本剰余金	9,095
投資有価証券	42,958	利益剰余金	182,627
長期貸付金	946	自己株式	△6,802
退職給付に係る資産	1,420	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>15,600</b>
繰延税金資産	505	その他有価証券評価差額金	13,587
投資不動産	12,329	為替換算調整勘定	1,922
その他	2,302	退職給付に係る調整累計額	91
貸倒引当金	△49	<b>非支配株主持分</b>	<b>6,493</b>
<b>資産合計</b>	<b>343,198</b>	<b>純資産合計</b>	<b>214,788</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>343,198</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

科 目	金 額	額
	百万円	百万円
売上高		353,432
売上原価		187,194
売上総利益		166,238
販売費及び一般管理費		145,860
営業利益		20,377
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,239	
その他の	2,565	3,804
営業外費用		
支払利息	51	
為替差損	644	
その他の	1,492	2,188
経常利益		21,993
特別利益		
投資有価証券売却益	492	
投資有価証券償還益	486	
段階取得に係る差益	471	
その他の	60	1,510
特別損失		
減損損失	833	
特別退職金	197	
退職給付制度終了損	0	1,031
税金等調整前当期純利益		22,473
法人税、住民税及び事業税	6,873	
法人税等調整額	126	6,999
当期純利益		15,473
非支配株主に帰属する当期純利益		257
親会社株主に帰属する当期純利益		15,216

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	百万円 7,773	百万円 9,049	百万円 170,706	百万円 △7,093	百万円 180,435
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,295		△3,295
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			15,216		15,216
自 己 株 式 の 取 得				△11	△11
自 己 株 式 の 処 分		0		302	302
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動		46			46
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	-	46	11,921	291	12,258
当 期 末 残 高	7,773	9,095	182,627	△6,802	192,694

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	百万円 11,318	百万円 896	百万円 △200	百万円 12,014	百万円 5,984	百万円 198,434
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△3,295
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益						15,216
自 己 株 式 の 取 得						△11
自 己 株 式 の 処 分						302
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動						46
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	2,269	1,025	291	3,586	508	4,095
当 期 変 動 額 合 計	2,269	1,025	291	3,586	508	16,353
当 期 末 残 高	13,587	1,922	91	15,600	6,493	214,788

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数……………34社

主要な連結子会社の名称

関西グリコ株式会社、上海江崎格力高食品有限公司、Glico Asia Pacific Pte.Ltd.

Glico Asia Pacific Pte.Ltd.は当連結会計年度に新たに設立し、連結の範囲に含めております。

また、Glico Canada Corporation（持分法非適用関連会社）及びTCHO Ventures, Inc.の株式を取得したことにより、両社を連結の範囲に含めております。

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

江栄商事株式会社他1社

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社（江栄商事株式会社他1社）は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用の関連会社の数……………2社

主要な持分法適用の関連会社の名称

Generale Biscuit Glico France S.A.、PT.Glico-Wings

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（江栄商事株式会社他1社）及び関連会社（株式会社関東フーズ）は、それぞれ親会社株主に帰属する当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としての重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社は下表のとおりです。

当連結計算書類の作成に当たって、下表の11社については、連結決算日との間に生じた重要な取引を調整した上でその決算日の計算書類を使用しております。

会 社 名	決 算 日
上海江崎格力高食品有限公司	12月31日
上海江崎格力高南奉食品有限公司	12月31日
Glico Asia Pacific Pte.Ltd.	12月31日
Thai Glico Co., Ltd.	12月31日
Ezaki Glico USA Corp.	12月31日
Glico-Haitai Co.,Ltd	12月31日
PT.Glico Indonesia	12月31日
Glico Frozen(Thailand)Co.,Ltd.	12月31日
Glico Malaysia Sdn.Bhd.	12月31日
Glico Canada Corporation	12月31日
TCHO Ventures, Inc.	12月31日

4. 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる持分法適用会社は下表のとおりです。

当連結計算書類の作成に当たって、下表の2社については、連結決算日との間に生じた重要な取引を調整した上でその決算日の計算書類を使用しております。

会 社 名	決 算 日
Generale Biscuit Glico France S.A.	12月31日
PT.Glico-Wings	12月31日

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することが出来ない複合金融商品については複合金融商品全体を時価評価しております。

時価のないもの……………主として移動平均法による原価法

②デリバティブ……………時価法

③たな卸資産……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産及び投資不動産

（リース資産を除く）……………主として定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産

（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②販売促進引当金……………販売促進費の支出に備えるため、当連結会計年度末における販売促進費の見込額に基づき計上しております。

③役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④B I P株式給付引当金……………「役員報酬B I P信託」における、役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。

また、金利スワップについては金融商品に係る会計基準の特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約……………外貨建予定取引

金利スワップ……………金利変動リスクのある金融資産及び借入金

通貨スワップ……………為替変動リスクのある外貨建て資産及び負債

3) ヘッジ方針

デリバティブ取引は社内規定に従い、保有する資産及び借入金に係る為替変動又は金利変動リスクを効果的にヘッジする目的で利用しております。

4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③消費税等の会計処理………税抜き方式を採用しております。

④のれんの償却に関する事項

主に5～10年間の均等償却を行っております。

**表示方法の変更に関する注記**

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「のれん」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「のれん」は150百万円であります。

**連結貸借対照表に関する注記**

有形固定資産の減価償却累計額 144,369百万円

(注) なお、上記の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
発行済株式	株		株		株	株
普通株式	69,430,069		—		—	69,430,069
合計	69,430,069		—		—	69,430,069
自己株式						
普通株式	3,682,471		1,977		48,037	3,636,411
合計	3,682,471		1,977		48,037	3,636,411

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加1,977株は、単元未満株式の買取1,977株による増加であり、減少48,037株は、単元未満株式の買増請求37株及び「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（信託口）」による自社の株式の交付33,600株、「役員報酬B I P（信託口）」から取締役等への支給14,400株によるものであります。
2. 自己株式数については、当連結会計年度末に「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（信託口）」が保有する94,800株、「役員報酬B I P（信託口）」が保有する21,500株を含めて記載しております。

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年5月15日 取締役会	普通株式	百万円 1,977	円 30	平成29年3月31日	平成29年6月6日
平成29年10月31日 取締役会	普通株式	1,318	20	平成29年9月30日	平成29年12月8日

- (注) 1. 平成29年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（信託口）」及び「役員報酬B I P（信託口）」が保有する自社の株式に対する配当金4百万円を含めております。
2. 平成29年10月31日取締役会決議による配当金の総額には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（信託口）」及び「役員報酬B I P（信託口）」が保有する自社の株式に対する配当金2百万円を含めております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年5月14日取締役会	普通株式	百万円 1,977	円 30	平成30年3月31日	平成30年6月6日

(注) 配当金の総額には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(信託口)」及び「役員報酬B I P(信託口)」が保有する自社の株式に対する配当金3百万円を含めております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
当社	2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	普通株式	株 3,706,907	株 (注1) 6,975	株 -	株 3,713,882	(注2)
合計			3,706,907	6,975	-	3,713,882	-

(注) 1. 2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものです。  
2. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画及びその他の長期的資金需要に照らして、主に銀行借入や社債発行により必要な資金を調達しております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。余資は、流動性の高い金融商品、一定以上の格付けをもつ発行体の債券等、安全性の高い金融商品、主に業務上の関係を有する企業の株式に投資しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的以外の債券と株式等であり、信用リスク、市場価格の変動リスク及び金利の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び通貨スワップ取引、保有する投資有価証券に係る将来の取引市場での金利変動リスクを軽減する目的で金利スワップ取引を行っております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、各社の与信管理規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を随時に把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、一部の営業債権に対しては、取引信用保険を活用しております。

有価証券及び投資有価証券は、一定以上の格付けをもつ発行体のもののみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引につきましては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先）の財務状況、格付け状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理につきましては、取引権限を定めた社内規程に基づき行っており、担当役員は、取引実績を定期的にと取締役会に報告しております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを履行出来なくなるリスク）の管理

当社は、グループの国内主要各社に対してキャッシュマネジメントシステムを導入しております。グループ各社の事業計画に基づき、経理部が適時に資金繰り計画を作成し、実績を勘案しながら計画を随時見直しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	104,336	104,336	—
(2) 受取手形及び売掛金	41,360	41,360	—
(3) 有価証券及び投資有価証券(*1)	40,877	40,877	—
資産計	186,575	186,575	—
(1) 支払手形及び買掛金	33,872	33,872	—
(2) 短期借入金	842	842	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	—	—	—
(4) 転換社債型新株予約権付社債	30,125	30,780	654
(5) 長期借入金	443	442	0
負債計	65,282	65,937	654

(\*1)時価を把握することが極めて困難なため、非上場株式4,321百万円は含まれておりません。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券

### 資 産

#### (1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

### 負 債

#### (1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4)転換社債型新株予約権付社債

これらの時価は、市場価格に基づき算定しております。

#### (5)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）
12,764	16,234

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な不動産については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については路線価等に基づく金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

## 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 3,165円88銭

2. 1株当たり当期純利益 231円34銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上「期末株式数」は、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（信託口）」所有の当社株式数（当連結会計年度94千株）及び「役員B I P（信託口）」所有の当社株式数（当連結会計年度21千株）を控除しております。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上「期中平均株式数」は、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（信託口）」所有の当社株式（当連結会計年度110千株）及び「役員報酬B I P（信託口）」所有の当社株式（当連結会計年度23千株）を控除しております。

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## その他の注記

取得による企業結合

### 1. 企業結合の概要

#### ①被取得企業の名称及びその事業の内容

名称 TCHO Ventures, Inc.

事業の内容 チョコレート菓子の製造販売

#### ②企業結合を行った主な理由

米国のチョコレート市場規模は年間189億米ドルで、近年は年率2%伸長しています。

TCHO Ventures, Inc.は、高品質のチョコレートブランド「TCHO（チョー）」を展開し、その素材・製法の品質の高さから米国で最も購買意欲の高いミレニアル世代から高い支持を得ています。米国においてプレミアムチョコレートカテゴリーの市場は今後も成長が期待され、当社はその市場に挑戦することでチョコレート事業の更なる強化を図ります。

#### ③企業結合日

平成30年2月28日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤取得した議決権比率

100%

⑥取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価としてTCHO Ventures, Inc.の全株式を取得したことによります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績期間

当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	3,966百万円
取得原価		3,966百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー業務等に対する報酬・手数料等 189百万円

5. 発生したのれん金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

3,311百万円

なお、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	636百万円
固定資産	18
資産合計	655
流動負債	170
固定負債	—
負債合計	170

7. 企業結合が連結会計年度の開始日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
<b>流動資産</b>	<b>138,806</b>	<b>流動負債</b>	<b>63,153</b>
現金及び預金	81,288	支払手形	364
受取手形	670	買掛金	28,094
売掛金	29,760	短期借入金	188
有価証券	1,600	未払金	8,111
商品及び製品	9,541	未払費用	17,980
仕掛品	474	未払法人税等	2,821
原材料及び貯蔵品	8,765	預り金	3,525
繰延税金資産	1,748	販売促進引当金	1,887
短期貸付金	1,056	役員賞与引当金	38
未収入金	3,687	BIP株式給付引当金	75
その他の他	217	その他の他	65
貸倒引当金	△5	<b>固定負債</b>	<b>43,631</b>
<b>固定資産</b>	<b>156,320</b>	転換社債型新株予約権付社債	30,125
<b>有形固定資産</b>	<b>69,894</b>	長期借入金	443
建物	19,788	預り保証金	2,586
構築物	831	退職給付引当金	2,808
機械及び装置	25,350	繰延税金負債	6,437
車両運搬具	16	その他の他	1,230
工具器具備品	2,516	<b>負債合計</b>	<b>106,785</b>
土地	14,746	(純資産の部)	
リース資産	21	<b>株主資本</b>	<b>174,762</b>
建設仮勘定	6,623	資本金	7,773
<b>無形固定資産</b>	<b>4,770</b>	資本剰余金	9,049
ソフトウェア	4,375	資本準備金	7,413
その他の他	394	その他資本剰余金	1,635
<b>投資その他の資産</b>	<b>81,655</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>164,741</b>
投資有価証券	39,697	利益準備金	1,943
関係会社株式	14,288	その他利益剰余金	162,798
出資金	1	特別償却準備金	5
関係会社出資金	7,297	固定資産圧縮積立金	5,471
長期貸付金	6,203	別途積立金	128,893
前払年金費用	1,104	繰越利益剰余金	28,428
投資不動産	12,306	<b>自己株式</b>	<b>△6,802</b>
その他の他	1,542	評価・換算差額等	13,579
貸倒引当金	△786	その他有価証券評価差額金	13,579
<b>資産合計</b>	<b>295,127</b>	<b>純資産合計</b>	<b>188,342</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>295,127</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
売 上 高		266,758
売 上 原 価		139,815
売 上 総 利 益		126,943
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		113,145
営 業 利 益		13,798
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,018	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 益	97	
そ の 他	2,596	5,712
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22	
そ の 他	2,174	2,196
経 常 利 益		17,314
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	492	
投 資 有 価 証 券 償 還 益	486	
そ の 他	26	1,004
特 別 損 失		
減 損 損 失	157	157
税 引 前 当 期 純 利 益		18,160
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,747	
法 人 税 等 調 整 額	48	4,795
当 期 純 利 益		13,365

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					
		資 準 備 金	本 金	そ の 資 剰 余	他 本 金 剰 余 合 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
								特 別 償 却 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	百万円 7,773	百万円 7,413	百万円 1,635	百万円 9,049	百万円 1,943	百万円 8	百万円 5,466	百万円 128,893	百万円 18,361		
当 期 変 動 額											
特別償却準備金の取崩						△2				2	
固定資産圧縮積立金の積立							14			△14	
固定資産圧縮積立金の取崩							△9			9	
剰余金の配当										△3,295	
当期純利益										13,365	
自己株式の取得											
自己株式の処分				0	0						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	0	0	-	△2	5	-		10,067	
当 期 末 残 高	7,773	7,413	1,635	9,049	1,943	5	5,471	128,893	28,428		

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	利益剰余金合計					
当 期 首 残 高	百万円 154,672	百万円 △7,093	百万円 164,401	百万円 11,315	百万円 11,315	百万円 175,717
当 期 変 動 額						
特別償却準備金の取崩	-		-			-
固定資産圧縮積立金の積立	-		-			-
固定資産圧縮積立金の取崩	-		-			-
剰余金の配当	△3,295		△3,295			△3,295
当期純利益	13,365		13,365			13,365
自己株式の取得		△11	△11			△11
自己株式の処分		302	302			302
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				2,263	2,263	2,263
当期変動額合計	10,069	291	10,360	2,263	2,263	12,624
当 期 末 残 高	164,741	△6,802	174,762	13,579	13,579	188,342

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することが出来ない複合金融商品については複合金融商品全体を時価評価しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### 2. デリバティブ……………時価法

#### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品……………総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

#### 4. 固定資産の減価償却方法

##### (1) 有形固定資産及び投資不動産

(リース資産を除く)……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

(リース資産を除く)……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

##### (3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 販売促進引当金……………販売促進費の支出に備えるため、当事業年度末における販売促進費の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

- (4) B I P 株式給付引当金……………「役員報酬 B I P 信託」における、役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金……………従業員からの退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 6. 重要なヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。

また、金利スワップについては金融商品に係る会計基準の特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約……………外貨建予定取引

金利スワップ……………金利変動リスクのある金融資産及び借入金

### (3) ヘッジ方針

当社のデリバティブ取引は社内規定に従い、保有する資産に係る為替変動又は金利変動リスクを効果的にヘッジする目的で利用しております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## 7. 消費税等の会計処理方法……………税抜き方式を採用しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	4,612百万円
長期金銭債権	6,155百万円
短期金銭債務	6,114百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 102,199百万円

(注) なお、上記の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

売 上 高	13,872百万円
仕 入 高	1,340百万円
委 託 加 工 費	24,743百万円
販 売 費	4,725百万円
営業取引以外の取引高	5,327百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
自 己 株 式	株	株	株	株
普 通 株 式	3,682,471	1,977	48,037	3,636,411
合 計	3,682,471	1,977	48,037	3,636,411

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加1,977株は、単元未満株式の買取1,977株による増加であり、減少48,037株は、単元未満株式の買増請求37株及び「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（信託口）」による自社の株式の交付33,600株、「役員報酬B I P（信託口）」から取締役等への支給14,400株によるものであります。
2. 自己株式数については、当事業年度末に「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（信託口）」が保有する94,800株、「役員報酬B I P（信託口）」が保有する21,500株を含めて記載しております。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

### (1) 流動資産・負債の部

#### 繰延税金資産

未払賞与	598百万円
未払費用	895百万円
その他	254百万円

#### 繰延税金資産計

1,748百万円

### (2) 固定資産・負債の部

#### 繰延税金資産

退職給付引当金	524百万円
減損損失	1,597百万円
有価証券等評価損	368百万円
貸倒引当金	227百万円
減価償却費	364百万円
その他	1,873百万円

#### 繰延税金資産計

4,956百万円

#### 評価性引当額

△3,343百万円

#### 繰延税金負債との相殺

△1,612百万円

#### 繰延税金資産の純額

-百万円

#### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△5,623百万円
特別償却準備金	△3百万円
固定資産圧縮積立金	△2,423百万円

#### 繰延税金負債計

△8,049百万円

#### 繰延税金資産との相殺

1,612百万円

#### 繰延税金負債の純額

△6,437百万円

## 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,862円62銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 203円19銭   |

関連当事者との取引に関する注記  
役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	大阪栄研(株)	大阪府 大阪市	10	保険代理業	-	損害保険等の取引及び不動産の賃貸	保険料の支払(注)2	67 (注)1.3	前払費用	-
									長期前払費用	-

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 保険料につきましては、一般的な取引条件を勘案して決定しております。  
3. 当社は平成29年8月1日付で同社の株式を取得いたしました。そのため、取引金額は同社の株式を取得した以前の期間の取引金額を記載しております。

種類	氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	江崎勝久	(被所有)0.38%	当社代表取締役	大阪栄研(株)の株式の取得(注)	546	-	-
役員	江崎悦朗	(被所有)0.03%	当社代表取締役	大阪栄研(株)の株式の取得(注)	28	-	-

- (注) 当社代表取締役社長江崎勝久及び当社代表取締役専務執行役員江崎悦朗が、議決権の過半数を所有しておりました大阪栄研(株)の普通株式20,500株を、平成29年7月28日開催の取締役会決議に基づき、当社が取得したものであります。この取得により、同社は当社の完全子会社となりました。取引価格につきましては、第三者算定機関による株式価値の算定結果に基づき、決定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

江崎グリコ株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 憲一郎 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村上 和久 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、江崎グリコ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、江崎グリコ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

江崎グリコ株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 荒井 憲一郎 (印)

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 村上 和久 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、江崎グリコ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月14日

江崎グリコ株式会社 監査役会

常勤監査役	吉田敏明	印
常勤監査役	安達弘	印
監査役	岩井伸太郎	印
監査役	宮本又郎	印
監査役	工藤稔	印

(注) 常勤監査役安達弘、監査役岩井伸太郎、監査役宮本又郎及び監査役工藤稔は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社及び当社グループのコーポレートブランドを構成するロゴやマーク等の使用に関する規程類をグローバル展開のため見直し、英語社名をCap&Lowに統一したことにより、現行定款第1条に定める商号の英文表記の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は江崎グリコ株式会社と称する。 2. 英文では、 <u>EZAKI GLICO CO., LTD.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は江崎グリコ株式会社と称する。 2. 英文では、 <u>Ezaki Glico Co., Ltd.</u> と表示する。

## 第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもちまして取締役全員（7名）が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	えざきかつひさ 江崎勝久 （昭和16年8月27日生）	昭和41年6月 当社入社 昭和47年11月 同 取締役秘書室長 昭和48年11月 同 代表取締役副社長 昭和57年6月 同 代表取締役社長、現在に至る	258,251株
	[取締役候補者とした理由] 昭和57年6月に代表取締役社長に就任して以来、当社グループの事業拡大、グローバル化、構造改革等を推進してまいりました。また、長期計画「2020Glico」を策定し、事業の強化・拡大に努めております。今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	えざきえつろう 江崎悦朗 （昭和47年10月31日生）	平成16年4月 当社入社 平成20年6月 同 取締役執行役員コミュニケーション本部長兼事業統括本部副本部長 平成22年4月 同 取締役常務執行役員コミュニケーション本部長兼事業統括本部副本部長兼マーケティング部長 平成24年4月 同 取締役専務執行役員マーケティング本部長兼マーケティング部長、広報担当 平成28年6月 同 代表取締役専務執行役員マーケティング本部長、広報・情報システム担当 平成29年4月 同 代表取締役専務執行役員マーケティング本部長、海外事業、広報・情報システム担当 平成29年10月 同 代表取締役専務執行役員経営企画本部長、グローバルマーケティング、海外事業、情報システム担当、Glico Asia Pacific Pte.Ltd. CEO、現在に至る	21,394株
	[取締役候補者とした理由] 当社入社以来、広告・開発業務に携わり、平成20年6月に取締役に就任し、その後も情報システム子会社の社長を務めるなど幅広い分野の経験を積み重ね、現在は代表取締役専務執行役員として、経営企画部門や海外部門の総責任者等を務めております。今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	くりきたかし 栗木 隆 (昭和32年11月13日生)	昭和56年3月 当社入社 平成18年6月 同 取締役生物化学研究所長 平成20年6月 同 取締役常務執行役員研究本部長兼生物化学研究所長兼新素材営業グループ長 平成27年7月 同 取締役常務執行役員、研究部門統括健康科学研究所長 平成30年4月 同 取締役常務執行役員、健康科学研究所長、現在に至る	7,685株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社入社以来、研究関連業務に携わり、平成18年6月に取締役に就任後も研究部門を統括しております。今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
4	おおぬきあきら 大貫 明 (昭和29年7月17日生)	昭和52年4月 日本電気株式会社入社 平成18年4月 NECリース株式会社（現 NECキャピタルソリューション株式会社）執行役員 平成25年6月 NECビッグロープ株式会社（現 ビッグロープ株式会社）監査役 平成27年7月 当社入社 常勤顧問 平成28年4月 同 執行役員 平成28年6月 同 取締役執行役員、管理部門・関連事業・法務・株式IR担当、情報取扱責任者 平成30年4月 同 取締役執行役員、法務・監査担当、現在に至る	68株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>食品業界とは異なる電機及び情報通信業界での執行役員や監査役としての豊富な経験や幅広い知識を有しており、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<p>[再任] [社外]</p> <p>[独立役員]</p> <p>ますだてつお</p> <p>益田 哲生</p> <p>(昭和20年10月29日生)</p> <p>【平成29年度取締役会の出席状況】100%</p>	<p>昭和45年4月 大阪弁護士会登録</p> <p>平成16年4月 日本弁護士連合会常務理事</p> <p>平成17年4月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長</p> <p>平成19年1月 中之島中央法律事務所代表パートナー、現在に至る</p> <p>平成19年4月 近畿弁護士会連合会理事長、日本弁護士連合会理事</p> <p>平成19年7月 当社独立委員会委員</p> <p>平成20年6月 同 取締役、現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中之島中央法律事務所代表パートナー</li> <li>・ヤンマー株式会社社外監査役</li> </ul>	0株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>益田哲生氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての幅広い知識や経験をもとに、また法律の専門家として当社の経営に対する助言をいただけると考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
6	<p>[再任] [社外]</p> <p>[独立役員]</p> <p>かとうたかとし</p> <p>加藤 隆俊</p> <p>(昭和16年5月23日生)</p> <p>【平成29年度取締役会の出席状況】100%</p>	<p>昭和39年4月 大蔵省(現 財務省)入省</p> <p>平成5年7月 同 国際金融局長</p> <p>平成7年6月 同 財務官</p> <p>平成9年7月 同 顧問</p> <p>平成10年9月 米国・プリンストン大学客員教授</p> <p>平成11年8月 株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)顧問兼早稲田大学客員教授</p> <p>平成12年8月 株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)顧問兼早稲田大学客員教授兼米国・クレアモント大学客員教授</p> <p>平成16年2月 国際通貨基金副専務理事</p> <p>平成22年6月 当社 取締役、現在に至る</p> <p>平成22年9月 公益財団法人国際金融情報センター理事長</p> <p>平成29年10月 公益財団法人国際金融情報センター顧問</p> <p>現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人国際金融情報センター顧問</li> </ul>	0株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>加藤隆俊氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、金融分野の専門家として、豊富な経験と見識をもとに、独立した立場から経営全般に助言をいただけると考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	<p>[再任] [社外] [独立役員] おおいしかのこ 大石佳能子 (昭和36年3月24日生) 【平成29年度取締役会の出席状況】93.3%</p>	<p>昭和58年4月 日本生命保険相互会社入社 昭和63年11月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 平成5年1月 同 パートナー 平成9年7月 同 顧問 平成12年6月 株式会社メディヴァ設立 同 代表取締役、現在に至る 平成12年7月 株式会社西南メディヴァ（現 株式会社シーズ・ワン）設立 同 代表取締役、現在に至る 平成16年8月 医療法人社団プラタナス設立 同 総事務長、現在に至る 平成27年6月 当社 取締役、現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況] ・株式会社メディヴァ 代表取締役 ・株式会社シーズ・ワン 代表取締役 ・参天製薬株式会社 社外取締役 ・スルガ銀行株式会社 社外取締役 ・株式会社資生堂 社外取締役</p>	0株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt; 大石佳能子氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から経営全般に助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 益田哲生、加藤隆俊及び大石佳能子の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 益田哲生氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって10年となります。また、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
4. 加藤隆俊氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって8年となります。また、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
5. 大石佳能子氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって3年となります。また、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
6. 当社は、益田哲生、加藤隆俊及び大石佳能子の3氏との間で、損害賠償責任の限度額を法令が定める限度額とする責任限定契約を締結しております。また3氏の再選が承認された場合、当社は3氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもちまして監査役吉田敏明氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<p>[再任]</p> <p>よしだとしあき 吉田敏明 (昭和24年2月14日生)</p>	<p>昭和46年3月 日本生命保険相互会社入社            平成5年3月 同 年金運用部長            平成11年7月 同 取締役年金運用副本部長兼AMS推進部長            平成12年5月 ニッセイアセットマネジメント株式会社代表取締役常務取締役            平成16年6月 日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役副社長            平成17年10月 独立行政法人通関情報処理センター監事            平成21年4月 日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役副会長            平成23年5月 企業活性パートナーズ株式会社取締役            平成25年6月 当社入社 顧問            平成26年6月 同 常勤監査役、現在に至る</p>	<p>236株</p>
<p>&lt;監査役候補者とした理由&gt;</p> <p>吉田敏明氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、当社監査体制の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 吉田敏明氏は、当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田敏明氏は、現に当社の監査役であります。その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
3. 当社は、吉田敏明氏との間で、損害賠償責任の限度額を法令が定める限度額とする責任限定契約を締結しております。また同氏の再選が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

## 第4号議案 当社取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員に対する事後交付型 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬等の額は、平成27年6月24日開催の第110回定時株主総会において、年額3億6,000万円以内（うち社外取締役分2,500万円以内）とすることをご承認いただいております。また、同株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除きます。）並びに当社と委任契約を締結している執行役員（海外駐在者を除きます。）を対象に連続する3事業年度ごとに合計3億円を上限とする信託を通じた株式報酬（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）につきご承認いただいております。

今般、当社は、信託を通じた株式報酬の対象期間の満了に伴い、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除きます。）並びに当社と委任契約を締結している執行役員（以下「対象取締役等」といいます。）に対し、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役等と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに事後交付型の譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を付与するための報酬を支給することと致したいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役等に対して当社株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、当該金銭報酬債権の額は、本制度の目的に照らして相当な額として、上記報酬枠とは別枠で、年額1億5,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と致したく存じます。また、各対象取締役等への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役会において決定することと致します。ただし、本議案に基づく報酬は、社外取締役に対しては、支給しないものと致します。

また、本制度の導入に伴い、上記信託を通じた株式報酬制度を廃止することとします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

#### （1）本制度の概要

本制度は、対象取締役にあっては職務執行開始日から任期満了まで、当社と委任契約を締結している執行役員にあっては職務執行開始日から当事業年度末まで（以下「対象期間」と

います。)における対象取締役等の貢献度等を総合的に判断の上、当社株式を対象期間終了後に交付する種類の株式報酬制度となります。

具体的には、当社は、本制度に基づき当社株式を付与するに当たり、対象期間終了後に、対象取締役等に対して、当社の取締役会決議に基づき、当社株式の現物出資財産としての金銭報酬債権を支給します。対象取締役等は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことで、当社株式について発行または処分を受けることとなります。

これにより対象取締役等が発行または処分を受ける当社株式の総数は、年2万7千株以内と致します。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社株式の株式分割(当社株式の無償割当てを含みます。)または株式併合が行われた場合その他本制度により発行または処分をされる当社株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整致します。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)と致します。

本制度による当社株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

#### (2) 譲渡制限期間

対象取締役等は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。

#### (3) 退任時の取扱い

対象取締役等が譲渡制限期間満了前に当社の取締役並びに当社と委任契約を締結している執行役員のいずれの地位をも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役等が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役並びに当社と委任契約を締結している執行役員にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役等が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整す

るものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

#### 【対象取締役等に対する報酬の支給条件】

対象取締役等が、対象期間中に正当な理由なく当社の取締役等を退任または退職したこと及び一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要な権利喪失事由（当社の取締役会において定めます。）に該当した場合には、対象取締役等に対して本制度に基づいて金銭報酬債権は支給されず、当社株式も交付されません。

#### (参考)

なお、本制度の詳細については、平成30年5月14日付の「事後交付型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」もご参照下さい。

以上

# 株主総会会場のご案内略図

会場 ザ・シンフォニーホール  
大阪市北区大淀南二丁目3番3号  
電話 06(6453)1010



## ●最寄り駅からのご案内

- ・ JR大阪環状線「福島駅」から北へ徒歩約7分
- ・ JR東西線「新福島駅」1番出口から北へ徒歩約10分
- ・ 阪神電車「福島駅」西改札2番出口から北へ徒歩約10分